

鳥取県告示第326号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
眼科	視覚障害	山本 由紀美	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
〃	〃	佐々木 勇二	米子市皆生新田一丁目8-1 山陰労災病院
外科	肢体不自由	木村 章彦	鳥取市鹿野町今市242 鳥取医療生協鹿野温泉病院
泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害	小林 直人	倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院
整形外科	肢体不自由	吉川 尚秀	米子市車尾四丁目17-1 独立行政法人国立病院機構米子医療センター